

令和2年第10回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 令和2年10月23日（金）

午後3時00分～

場 所 杉戸町役場第2庁舎

2階第1・第2会議室

1. 開 会 2. 挨 拶 3. 議 題

- 1) 議案第1号 新規就農者の認定について
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて
- 3) 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて
- 4) 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて
- 5) 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 6) 議案第6号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について
- 7) 専 決 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 8) 専 決 報 告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について

4. そ の 他 5. 閉 会

出席委員 14名

1 番	増	山	貞	男	君	2 番	倉	持	登	君		
3 番	中	村		明	君	4 番	小	島	一	男	君	
5 番	張ヶ	谷	一	郎	君	6 番	青	木	徹	雄	君	
7 番	鈴	木		豊	君	8 番	坂	路		誠	君	
9 番	青	木	邦	夫	君	1 0 番	大	島	かづ	子	君	
1 1 番	小	島	キヨ	子	君	1 2 番	戸	賀	崎	邦	雄	君
1 3 番	後	藤		勇	君	1 4 番	高	崎		勇	君	

欠席委員 な し

農地利用最適化推進委員

出席委員 10名

2 番	井	上	清	一	君	3 番	山	崎	松	男	君
4 番	今	野	秀	明	君	5 番	白	石	守	利	君
6 番	濱	田		茂	君	7 番	松	田	英	雄	君
8 番	細	井	純	一	君	9 番	上	原	勝	正	君

1 1 番 加 藤 互 君

1 2 番 上 原 一 夫 君

欠席委員 2名

1 番 鈴 木 徳 男 君

1 0 番 川 島 広 伸 君

事務局

事務局長 田 原 和 明
書 記 小 林 照 敦

局 次 長 宇 佐 見 毅
書 記 杉 江 一 真

午後 3時00分

◎開会の宣告

○局長 それでは、皆さんこんにちは。本日は、〇〇委員と〇〇委員が欠席という報告をいただいております。今日は、足元の悪い中、大変ご苦勞さまでございます。今日は、議案がいつもになく多くございますので、ぜひ皆様のご協力の下、スムーズに進みますようよろしくお願いいたします。

それでは、会長の挨拶からお願いします。

◎挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。本日は雨の中、お集まりをいただきましてありがとうございます。米の収穫もほぼ終わったかなという感じでございますが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響で、米がなかなか相場に出てこない。収量はあって、後半の方は品質も悪くて収量も悪かった。中にはお米を出荷したいのだけれども、お米屋さんに取りに来てくれないという、かなり農協に集荷が集中しておりまして、農協も集荷が多くなり過ぎて、今度は売り先が農協も困ったなという状況を、私は農協の理事もやっていますので、厳しい状況で、来年こそは新型コロナウイルス感染症の影響が、令和3年まで影響しますので、私はそのほうが心配かなと思っています。人のうわさですと、来年は1俵、コシヒカリで1万円ぐらいになってしまうのではないかなと。そうすると、今度は作付けをしなくなる方たちが出てくる可能性もありますので、また農業委員会に草刈りをお願いするような状況になってはいけませんので、遊休農地を少しでも増やさないう、担い手さんに声をかけていただくよう、これからもよろしくお願いいたします。

今日は、先程、局長が言ったとおり、議案が多くて、私も議案が多いと元気が出てくるのです。少ないと何か寂しくて、早く帰るのが寂しいなと思います。それでは、慎重審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○局長 それでは早速、議案がありますので、議長、進行をよろしくお願いいたします。

◎議案第1号

○会長 それでは、暫時の間、議長を務めさせていただきます。

議案第1号 新規就農者の認定について、ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号 新規就農者の認定について。ナンバー1、〇〇〇〇。住所、高野台西〇丁目〇〇番地〇。〇〇氏につきましては、新規就農をしたいということで、農業委員会事務局に相談がありました。現在、〇〇氏は、〇〇〇〇〇〇〇付近の自己所有地において野菜を栽培するとともに、自己販売を行っております。

新規就農者として認定するには、5つの評価基準を満たすことが必要となります。1つ目は栽培する力で農産物の販売金額が年間50万円以上であること、就農後5年間の就農計画を策定することが求められます。2つ目は年間農業従事日数が150日以上であることが必要です。3つ目の就農見込みは、本人の意思が明確であり、なお家族の同意が得られていることです。また、杉戸町で継続して営農を行うことが求められます。4つ目は農地及び農機具等の確保で、権利取得後の営農面積が30アール以上であること、農機具の保有あるいは購入計画が立てられていること、販売農家であることを審査します。最後5つ目の人物評価では、杉戸町の将来の担い手となる意欲があること、周辺農地及び農業用水路の維持管理、地域住民と共同して作業できるかの、合わせて5つの評価を基に認定基準を設けております。また、評価基準を満たしているか審査をするために、事前にヒアリング及び現地の調査を行いました。

まず、ヒアリングは、令和2年10月15日木曜日、午後1時半から〇〇会長、〇〇副会長、地元委員の〇〇委員、事務局で面談を行い、その後、現地調査をさせていただきました。〇〇氏は、現在〇〇歳でございますが、営農に關しましての強い意欲を持っております。現地を確認しましたが、奥様と一緒に多くの作目を作付しておりました。作付

品目といたしましては、ホウレンソウ、ナス、キュウリ、大根、カブ、ネギなどを栽培しておりました。

面積といたしましては、現在約〇反を作付しておりますが、この後の議案で〇〇氏が農地法第3条で取得予定する土地と利用権の面積を合わせまして約〇反を作付する予定でございます。また、就農後も規模拡大を目指すとともに、季節を通して栽培できるハウス栽培も視野に入れているとのこと。農業機械についてですが、トラクター〇台、管理機〇台、軽トラ〇台を保有しております。施設は、農業用倉庫〇〇㎡、直売所〇〇㎡で、こちらそれぞれ自己所有地内に所有しております。労力としては、〇〇、〇の〇人で行い、将来的にはご子息に継承したいと考えているとのこと。

なお、ヒアリング及び現地確認を踏まえ、評価基準は満たしていると判断しております。

長くなりましたが、以上となります。

○会長 事務局の説明が終わりました。

過日、私と〇〇副会長、地元の〇〇〇〇〇委員さんと事務局で面接、また現場確認ということで事務局のとおりでございます。

これにつきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第1号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第2号

○会長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1、大字堤根字鷺田〇〇〇〇番、田、998㎡。譲渡人、行田市、公益社団法人埼玉県農林公社。譲受人、堤根、〇〇〇〇。面積〇〇〇アール。労力〇人。取得理由、経営拡大。

ナンバー1につきましては、〇〇氏が998㎡を取得するものでございます。〇〇氏は、トラクター等の農機具一式を確保し、農業経営は〇人で行っております。通作距離につきましては、自宅から約1キロでございます。場所につきましては、大字堤根地内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員3番 調査報告いたします。

譲渡人の農林公社につきましては電話にて、譲受人の〇〇さんについては訪問いたしまして、本人に話を伺いましたが、ただいま事務局が説明したとおりでございます。

そして、調査5項目に対して何ら問題ございませんので、ご審議のほうよろしく願いいたします。

○会長 調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

〔賛成者挙手（全員）〕

続きまして、議案第2号、ナンバー2、事務局の説明をお願いします。

以上でございます。

この件につきましては、調査報告を〇〇委員、お願いします。

以上で報告を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

どうぞ、〇〇〇委員。

以上でございます。

〔「はい」と言う人あり〕

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第2号、ナンバー2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認します。

続きまして、議案第2号、ナンバー3—1から3—3、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号、ナンバー3—1、大字目沼字後〇〇番〇、畑、408㎡、ナンバー3—2、大字目沼字後〇〇番〇、畑、7.2㎡、ナンバー3—3、大字目沼字後〇〇番〇、畑、390㎡、合計805.2㎡。譲渡人、並塚、〇〇〇〇。譲受人、目沼、〇〇〇〇。面積〇〇〇アール。労力〇人。取得理由、経営拡大。

ナンバー3—1から3—3につきましては、〇〇氏が805.2㎡を取得するものでございます。〇〇氏は、トラクター等の農機具一式を確保し、農業経営は〇人で行っております。通作距離につきましては、約200メートルでございます。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告、〇〇〇〇委員、お願いします。

○農業委員9番 それでは、調査依頼に基づきまして調査報告いたします。

10月18日に譲受人の〇〇〇〇さんと譲渡人の〇〇〇〇さんに話を聞いてまいりました。〇〇さんは電話にて話をしたのですが、父親が亡くなり、相続により農地を受け継ぎました。譲渡理由は、会社勤務であり、並塚から豊岡まで、距離があるものですから耕作できないということでした。

譲受人の〇〇さんは、現在後継者の方もおりますので問題ないと思われます。調査5項目は問題ありませんので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長 ありがとうございます。調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑いただきますが、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 ないようでございますので、採決いたします。

議案第2号、ナンバー3—1から3—3、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第3号

○会長 続きまして、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1、大字広戸沼〇〇番〇、畑、488㎡。申請人、〇〇〇〇。転用目的、住宅用敷地。

ナンバー1につきましては、農振農用地区域ではございますが、当初除外でございます。昭和45年当時の航空写真で住宅用敷地として利用されていることが確認されましたので、追認により当初除外が認められます。また、周辺農

地に影響を及ぼすことはないと思われます。場所につきましては、大字広戸沼地内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇付近でございます。

以上でございます。

○**会長** 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告、〇〇〇〇委員さん、お願いします。

○**農業委員 6 番** 10月18日午後、〇〇〇〇さんのお宅へ伺いまして現地調査を行いました。〇〇さんご本人のお話によりますと、昭和40年頃、農地法の所定の手続をせずに農地転用をしてしまったというお話です。西暦に換算しますと1965年頃であり、既に55年経過しております。それから、立地の条件ですが、当該申請地は、集落に介在した土地であって、2本の町道で挟まれて、周辺農地の集団性を害するおそれはないと考えられます。そして、今回建物の建て替えの必要性に迫られまして、農地転用の申請をしたという経過になっております。

そして、調査項目ですが、小作権の設定、納税猶予等の問題はないと確認しております。そして、結論としては、ご本人も認めておるのですけれども、違反転用の案件なのですが、既にもう55年以上たっておりますので、半世紀以上たっているということで、以上のことを踏まえて転用もやむなしというふうに私は考えております。

以上です。

○**会長** 調査報告が終わりました。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

はい、どうぞ。

○**農業委員 8 番** 杉戸町では、この違反転用みたいな、これはやむを得ない事案だと思うのですが、何か基本的な考え方というのがもしあるなら教えていただきたいのですが。

○**会長** 昭和45年以前の航空写真に違反転用としてあった場合でも、これは追認という形で認められるということで、これは全国的に同じ農地法の関係で。違反は違反という形になるのでしょうけれども、現在、宅地として利用しております。既に昭和45年以前からですね。そういうことで追認が認められるということでご理解いただければ。よろしいでしょうか。

○**農業委員 8 番** それはそういうふうに追認にしているということですね。

○**会長** 追認が認められるということで。

○**農業委員 8 番** 手続上は、そのときに宅地であれば、そのとき手続しても何ら問題はないと。

○**会長** 昭和45年以前の航空写真がありますので、それを見て、既に、本当は農地なのですからけれども、宅地として利用していた場合は追認が認められるということで、よろしくお願いします。逆に、今度は2番もそういう形です。今回の場合はたまたまですが。

○**農業委員 8 番** そういう案件だと、自治体として、そういうもの多分たくさんあるのだと思うのですが、そういうものを何か是正というか、そういう実際の動きがないときにするという、何か取組というのは特になのでしょうか。

○**会長** この案件はどこでもたまに出てくるのですけれども、私も会長になる前から追認という意味がちょっと分からないので質疑したことがあるのですが、逆に住んでいる人も宅地だと思ってずっといたのですよね。それが分からなくて。ただ、家を建てるとか、そういうことで、例えば入り口の道路面が4メートルなくて足らないので、それをまた宅地にするとか、そういうのも出てきますので、これはそこで可決承認をしないと、それが通らないということで議案として出ているわけです。

○**書記** この件につきましては、事前に春日部農林振興センターと調整しまして、追認案件として了解を得ており、今回の案件に載っているということでご了解いただければと思います。

以上でございます。

○会長 ○○推進委員さん。

○推進委員 5 番 最適化推進委員ですけれども、昭和45年以前は、既存宅地で建物、鳥小屋とか豚小屋とか、そういう建物が建っていると宅地として今認められるという、既存宅地の法律だと思います。

○会長 ありがとうございます。ですので、追認で認められる。ただし、農業委員会で可決承認をしないと、これは提案できないということになりますので、議案として提出をさせていただいたということでご理解をいただきたい。ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第3号のナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第3号、ナンバー2—1から2—2、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号、ナンバー2—1、大字堤根字荒田○○○○番〇、畑、243㎡、ナンバー2—2、大字堤根字荒田○○○○番〇、畑、15㎡、合計258㎡。申請人、○○○○。転用目的、自己用住宅。

ナンバー2—1から2—2につきましては、農振農用地区域ではございますが、こちら先ほど上がりましたナンバー1と同じような形で当初除外でございます。こちらと同じく昭和45年当時の航空写真で自己用住宅として利用されていることが確認されましたので、追認により当初除外が認められます。また、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われます。場所につきましては、大字堤根地内の○○○○○○○○の北側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

こちらにつきましては、調査報告、○○委員、お願いします。

○農業委員 3 番 調査報告いたします。

○○○○さん宅に訪問いたしまして調査してまいりました。○○さんにつきまして、昭和42年当時、土地改良が行われまして、仮登記のまま住宅にしてしまったそうなのです。このたび、建て替えを検討したところ、敷地の一部が農地になっていたということでございます。ご審議のほうよろしく願いいたします。

○会長 調査報告が終わりました。

この件につきましてもご質疑を受けたいと思いますが、よろしいですか。何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第3号、ナンバー2—1から2—2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第4号

○会長 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1—1から1—3、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1―1、大字杉戸字与左エ門〇〇〇〇番〇、畑、846㎡、ナンバー1―2、大字杉戸字与左エ門〇〇〇〇番〇、畑、359㎡、ナンバー1―3、大字杉戸字与左エ門〇〇〇〇番〇、畑、21㎡、合計1,226㎡。譲渡人、杉戸、〇〇〇〇。譲受人、幸手市、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的、分譲住宅。

ナンバー1―1から1―3につきましては、譲受人である株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇が分譲住宅〇棟を建築として許可をお願いするものでございます。申請地は、都市計画法第34条第11号区域内の第2種農地であり、転用により周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われます。資金計画につきましては、自己資金により計画をしております。場所につきましては、大字杉戸地内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告、〇〇〇委員、お願いします。

○農業委員12番 では、調査報告をさせていただきます。

去る19日の午前でございますが、譲渡人の〇〇〇〇さん宅を訪問いたしまして、ご本人及び母親からお話を伺ってまいりました。所在地につきましては、譲渡人宅の目の前でございまして、父親が病気になるって2年ほどたって、その間、何も作っていなかったということでございます。私も毎日見っていますが、草が生い茂って、除草剤を散布したり、あるいは耕したりしている状況でございます。昨年の1月に父親が死亡しまして、〇〇さんが相続を受けたということでございます。本人も会社勤めであり、土地の維持管理もできないことから、土地の処分を考え、譲受人の株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇、いわゆる〇〇〇〇〇〇〇〇〇の不動産業者でございますが、こちらに相談をしたところ、売却できるということになったものでございます。

一方の譲受人の株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇さんにもお話を伺ってまいりました。譲渡人の〇〇さんからは、従前から所在地の売却の話が出ていたということで、父親が亡くなって、再度また依頼があったということから、このたび住宅建設をするということで購入するということとなったものでございます。

調査5項目については、本人も会社勤めでございますので、特に問題ございません。

以上、ご審議をお願いします。

○会長 調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第4号、ナンバー1―1から1―3、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第4号、ナンバー2―1から2―2、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第4号、ナンバー2―1、大字下高野字杉内〇〇〇〇番〇、田、273㎡、ナンバー2―2、大字下高野字佐内新田前〇〇〇〇番〇、畑、599㎡、合計872㎡。譲渡人、下高野、〇〇〇〇。譲受人、蓮田市、株式会社〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的、分譲住宅。

ナンバー2―1から2―2につきましては、譲受人である株式会社〇〇が分譲住宅〇棟を建築するためとして許可をお願いするものでございます。申請地は、都市計画法第34条第11号区域内の第2種農地であり、転用により周辺農

以上でございます。

この件につきましては、〇〇委員、調査報告をお願いします。

この件につきましては、10月16日の午前中に、譲受人の株式会社〇〇様は電話にて確認しました。譲渡人の〇〇〇〇さんは、10月16日の午前中、現地を確認いたしまして、その後電話にて確認しました。〇〇さんは、高齢のため、農業ができなく、この付近はほとんどが住宅になっております。

以上で報告を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

○会長 採決に移ります。

議案第4号、ナンバー2-1から2-2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

可決承認いたします。

◎議案第5號

○書記 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。

ナンバー 1 からナンバー 3 につきましては、利用権の設定を受ける者は、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。今回再設定という形で上がっております。ナンバー 1、大字深輪字、こちら議案では「前島」と書いてありますが、正しくは「前島通」でございます。大変申し訳ございませんでした。前島通〇〇〇—〇、田、2,192㎡。ナンバー 2、大字深輪字前島通〇〇〇—〇、田、700㎡。ナンバー 3、大字椿〇〇〇—〇、田、2,726㎡。ナンバー 1 からナンバー 3 の合計5,618㎡。利用権を設定する者、深輪、〇〇〇〇。設定する利用権の種類、賃貸借。内容、水田。令和 2 年11月 1 日から令和 7 年12月31日までの 5 年間となっております。こちらは全て継続案件でございます。

続きまして、ナンバー５につきまして、利用権の設定を受ける者は〇〇〇でございます。こちらも再設定という形で上がっております。ナンバー５、大字深輪字島合〇〇〇〇、畑、208㎡。利用権を設定する者、深輪、〇〇〇〇。設定する利用権の種類、賃貸借。内容、普通畑。令和２年11月１日から令和７年12月31日までの５年間となっております。こちらも継続案件です。

以上でございます。

こちらにつきましては、ナンバー１から３、また改めてナンバー５につきまして、別々に採決はしますが、この件について質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

はい、どうぞ。〇〇〇〇委員。

○農業委員 4 番 ナンバー 4 の〇〇〇さんですか……

○会長 ナンバー 4 はこれからです。ナンバー 4 はこれから説明しますので。今私が説明したのはナンバー 1 から 3 とナンバー 5 番の話をしています。

〔「はい、了解しました」と言う人あり〕

○会長 いいですか。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決します。

議案第 5 号、ナンバー 1 からナンバー 3、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認とします。

続きまして、ナンバー 5、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第 5 号のナンバー 4、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第 5 号、ナンバー 4、利用権の設定を受ける者、〇〇〇。利用権を設定する土地、大字大塚〇〇〇、畑、3,231㎡のうち2,000㎡。設定する利用権の種類、賃貸借。内容、普通畑。令和 2 年11月 1 日から令和 7 年12月31日までの 5 年間となっております。借賃は、年10アール当たり17万1,000円。利用権を設定する者、大塚、〇〇〇〇。こちらは新規案件となりまして、利用権設定後は、キュウリを栽培する予定となっております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これにつきましては、調査報告、〇〇〇〇〇委員、お願いします。

○農業委員11番 調査依頼がありましたので、調査へ行ってきました。10月16日に〇〇さん宅へ行きまして現地を見ました。ハウスが5棟あります。それから、18日には大塚の〇〇さん宅に行きました。この〇〇さんは、新規就農しまして、7年目なのですが、とても一生懸命やっていて、ハウスではキュウリを栽培する予定です。

それから、調査項目 5 項目に対しては、何の心配もございませんので、皆様のご審議よろしく願いいたします。

○会長 調査報告が終わりました。

こちらは、出し手が〇〇〇〇さんでございますので、農業委員さんでしたら、退席をしていただくのですが、推進委員さんの場合なので、議決権がないということで、あえて退席は求めません。

今説明が終わりました。ご質疑をいただきたいと思いますが、〇〇〇〇委員、何かあったのですよね。

○農業委員 4 番 ナンバー 4 ですが、ここで2,000㎡借りるというわけですが、賃貸の関係で、10アール当たり17万1,000円と書いてありますけれども、今までは普通野菜でやった場合には金銭的に安いのではないかと思います。これだと普通の 5 倍ぐらいになってしまうのではないかと思います。それは大丈夫なのですか。その点ちょっと聞きたいなと思います。

○書記 お答えします。

今回、借賃17万1,000円という形ですが、施設を借りるという形を取りましたため、今回このような金額で設定されているような状況でございますので、ご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○会長 ハウスなのですね。ビニールハウスで、こちら〇〇〇〇さんが今いらっしゃいますので、あれですけども、一応私にも事務局から相談がありまして、ハウスの場合はどのぐらいに設定をしたらいいのかということで、いろんな基本ベースをつくりましたので、それは発表しませんが、施設ということでこういう価格ということでご理解いただければなど。

○農業委員 4 番 分かりました。施設でハウスをやるので、経費とかいろいろ使って、機材を使って、ハウス建てるのもお金もかかるし、それ相当の金額が出ていたので、普通畑で、ハウスと聞けば分かったのだけれども、了解です。

○会長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決いたします。

議案第 5 号、ナンバー 4、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第 6 号

○会長 続きまして、議案第 6 号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第 6 号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について。

こちら内容につきましては、埼玉県農林公社へ貸し出される土地について、先ほど新規就農認定の件でございました〇〇氏が耕作される予定の配分計画になっております。

簡単にご説明しますと、〇〇氏が3,247㎡配分され、耕作する計画となっております。事務局といたしましては、この件に関しまして妥当であると判断しております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この案件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決します。

議案第 6 号、ナンバー 1 からナンバー 4、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎専決報告

○会長 続きまして、専決報告。

続けてをお願いします。

○書記 専決報告、農地法第18条第6項の規定による通知書について。

ナンバー 1—1、下高野宮之下前〇〇〇〇—〇、畑、406㎡、同じく〇〇〇〇、田、1,226㎡、同じく〇〇〇〇、畑、1,176㎡、同じく〇〇〇〇、畑、902㎡、同じく〇〇〇〇—〇、畑、409㎡、同じく〇〇〇〇、畑、710㎡、合計4,829㎡。賃貸人、行田市公益社団法人埼玉県農林公社。賃借人、下高野、〇〇〇〇〇株式会社。こちらは令和2年10月1日付で受け付けております。

続きまして、ナンバー２、下高野宮之下前〇〇〇〇、畑、1,176㎡。賃貸人、下高野、〇〇〇〇〇。賃借人、行田市公益社団法人埼玉県農林公社。こちら令和２年10月１日付で受け付けております。

続きまして、農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー１、内田３丁目〇〇〇〇—〇、田、435㎡。譲渡人、杉戸１丁目、〇〇〇〇。譲受人、内田３丁目、〇〇〇〇、内田３丁目、〇〇〇〇〇。転用目的は、専用住宅でございます。こちら令和２年９月25日付で受け付けております。

続きまして、ナンバー２、高野台西１丁目〇—〇、畑、98㎡。譲渡人、大田区、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇。譲受人、練馬区、〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的は専用住宅でございます。こちらは令和２年９月30日付で受け付けております。

以上でございます。

○会長 専決報告まで終わりました。

◎閉会の宣告

○局長 それでは、閉会ということで、副会長にお願いいたします。

○副会長 それでは、これをもちまして第10回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

次回は、11月24日火曜日15時より、役場第２庁舎２階会議室１・２を予定しております。

大変お疲れさまでございました。

本会議を証するためここに署名する。

令和2年10月23日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 増 山 貞 男

署 名 委 員 倉 持 登